

税理士法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 税理士の登録事項について、個人番号を加えるとともに、その登録事項のうち「本籍」を「本籍地都道府県名」とする。(第8条関係)
- 2 税理士の登録申請書について、戸籍抄本及び住民票の写しの添付を要しないこととする。(第11条関係)
- 3 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、その申請等に関する規定に基づき添付すべきこととされている書面等でその書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、その書面等の記載事項をスキャナにより読み取る方法等により作成した電磁的記録をその申請等に併せて送信することをもって、その書面等の提出に代えることができることとする。(第27条関係)
- 4 国税庁長官は、税務代理権限証書等の様式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができることとする。(第28条関係)
- 5 税理士試験受験資格認定申請書等の様式について、個人番号を記載するための所要の整備を行うこととする。(第1号様式～第3号様式、第5号様式、第6号様式関係)
- 6 税務代理権限証書等の様式について、記載事項から、所属税理士会・支部を除外することとする。(第8号様式～第10号様式関係)
- 7 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 8 この省令は、別段の定めがあるものを除き、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行することとする。(附則第1条関係)